

<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明

ご加入に際してのご注意

- この保険は旅行の目的をもって、自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。
 - 既に日本を出国している場合
 - 渡航目的や帰国予定が不明瞭な場合
 - 永住権を持っている国へ移住する目的で渡航する場合
- 保険期間の設定は、渡航の目的をもって自宅を出発してから自宅に帰着するまでとします。ただし、この保険の最長保険期間は1年※となりますので、留学・出張・駐在の予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年と設定し、満期（保険終期。以下同じ）日以降のご契約については、延長・更改手続きいただきます。

※観光・その他目的は最長6か月まで
- 申込書の記入内容によっては、お引受けできない場合またはご契約タイプを変更いただく場合があります。
 - 長期用プランは、ご年令満69才以下で現症・既往症のない方を対象としています。対象とならない方は、別途ご契約タイプをご用意しておりますので、取扱代理店・扱者または弊社へお問い合わせください。
 - 保険期間32日以上でお申し込みいただけるのは、ご年令満80才までの方です。
 - 申込人と旅行者（被保険者。以下同じ。）が異なり旅行者の同意の署名が無い場合、または旅行者が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は1,000万円（ただし、旅行目的が「学校旅行」「留学」「ワーキングホリデー」の場合は3,000万円）を上限とさせていただきます。
- 保険期間3か月以上の契約には「一時帰国中補償特約」が自動でセットされます。保険期間の途中において一時帰国※した場合でも旅行行程中とみなし、帰国中も傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡、個人賠償責任が補償されます。

※一時帰国とは、旅行先・滞在先（以下「現地」といいます。）から連絡・休暇等の理由で保険期間中に再びその現地へ出発することを条件として、一時的に帰国することをいいます。

ご契約の延長・更新、解約について

●延長・更新

保険契約の延長・更新の場合には、満期前に必ずお手続きください（満期をすぎると、被保険者ご本人様が海外に滞在したままでの延長・更新はできませんのでご注意ください）。延長・更新手続き（申し込み、保険料の払い込みなど）は、被保険者ご本人様の委任を受けた日本における代理の方（ご家族・知人など）を介して、取扱代理店・扱者または弊社へお申し出ください。ただし、延長・更新時の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長・更新ができない場合がありますので、予めご了承ください。

- 〔延長〕
残りの滞在予定期間が1年未満の場合には、延長手続きをしていただけます。延長手続きには、「契約内容変更依頼書」のご提出と「延長保険料」の払い込みが満期までに必要となります。延長保険料は、「延長後の保険期間に対する保険料」－「既に払い込みいただいている保険料」になります。
- 〔更新〕
残りの滞在予定期間が1年以上の場合には、保険期間1年で更新手続きをしていただけます。更新手続きには、「申込書」のご提出と「更新保険料」の払い込みが満期までに必要となります。更新保険料は、「ご契約タイプ一覧表」の保険期間1年の保険料となります。ただし、満期までの期間に商品改定があった場合には、新保険料（新補償内容）にて更新いただけます。

●解約

保険契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還します。未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500(大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

AIG損保の海外旅行保険はここが違います

■ お客さま満足度が高いサポート体制

海外で「信頼」できる AIG 損保の損害サービス。
お客さま満足度 **94%***

94%

※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの割合（2024年 弊社実績）

■ いつでも日本語でサポート アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、**24時間365日**、お客さまの万一の時のお電話を日本語で対応し、ご安心いただいています。
米国・カナダ・イギリス・中国では、
現地でも保険金請求をお受けします。

24時間 365日

■ 世界の主要都市の医療機関で、お客さまをしっかりとサポート

世界の主要都市の医療機関で、お客さまをサポートします。
キャッシュレス・メディカルサービス（その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービス）を多くの病院で提供しています。

※提携する医療ネットワーク、サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

■ 保険金のお支払い体制

損害サービスセンター（保険金支払担当部門）を東京と沖縄に設置。
軽微な案件では **約3.7日*** で支払いを実施しています。

約 3.7日

※ 2024年軽微な案件における支払日数平均

■ 医療サポート体制

大きなおケガや疾病に見舞われた時でも、AIG 損保の損害サービスとアシスタンスセンターが、入院中のお客さまをしっかりとサポート。
医療搬送が必要な場合は、必要に応じて病院・医師と連絡を取り、お客さまのもしもを支えます。

パッケージ補償の内容

健康にまつわるトラブルには… ご自身のケガや病気の補償

傷害死亡／疾病死亡

ケガまたは病気が原因で亡くなった

傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた

緊急歯科治療費用 (保険期間31日まで)

旅行中に急に歯が痛くなった※1

治療・救援費用

階段で転倒して骨折

治療・救援費用

盲腸で入院

治療・救援費用

ケガや病気で長期入院し日本から家族が現地に駆けつける

疾病応急治療・救援費用 (保険期間31日まで)

旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化※2

荷物にまつわるトラブルには… 携行品の補償

携行品損害※3

買い物中にスマートフォンを盗まれた

カメラを落とし、壊してしまった

航空機にまつわるトラブルには… 航空機遅延などの補償

航空機寄託手荷物遅延※4

航空会社に預けた手荷物が出てこない

航空機遅延費用※5

悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった

その他、このようなトラブルも補償します。

個人賠償責任

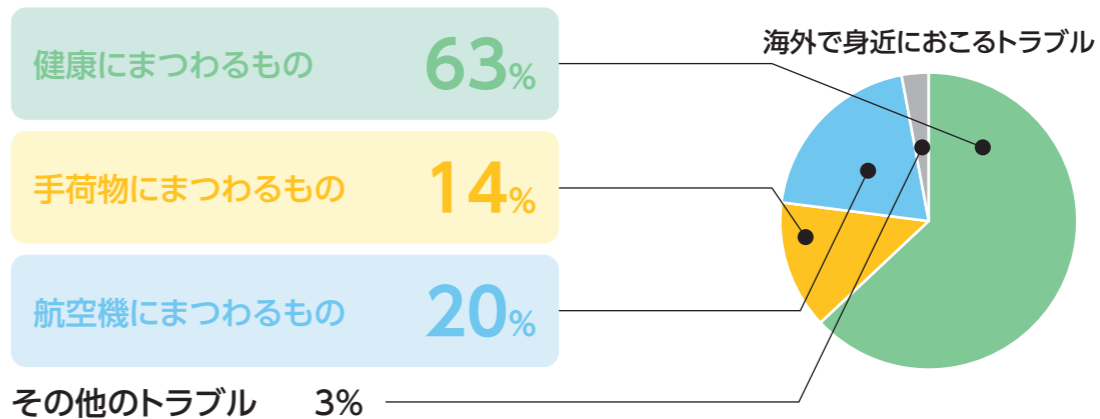


お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

- ※1 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※2 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※3 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
- ※4 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
- ※5 1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。

～出国前にご確認いただきたい大切な事柄～

海外渡航の際に必要な補償をご存知ですか？



2024年事故支払件数実績に基づくデータです。(2024年 弊社実績)

健康にまつわるものは、「治療・救援費用」、「疾病治療」、「傷害治療」、「緊急歯科治療費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。手荷物にまつわるものは、「携行品損害」、「生活用財産」の支払件数の全支払件数に占める割合です。航空機にまつわるものは、「航空機遅延」等の支払件数の全支払件数に占める割合です。

海外でのトラブルの**63%**は健康にまつわるものです (2024年 弊社実績)

治療・救援費用が無制限※の「無制限プラン」で安心!!

無制限プランなら、もう自己負担の心配はありません!

このような海外での事故が報告されています。

<p>●アメリカ 細菌性髄膜炎に感染し約2週間入院。家族3名が救援のために渡米した。</p> <p>治療・救援費用 約 3,080万円 【支払金額内訳】 治療費用:約2,820万円 救援費用:約260万円</p>	<p>●インドネシア 脳梗塞を発症しICU (集中治療室) に入院。現地で緊急手術を行い、2週間後に医療搬送機で帰国搬送となった。</p> <p>治療・救援費用 約 2,700万円 【支払金額内訳】 治療費用:約750万円 救援費用:約1,950万円</p>	<p>●カナダ 歩行中、車にはねられ左ひざを骨折し入院。日本に車いすで帰国搬送となった。</p> <p>治療・救援費用 約 420万円 【支払金額内訳】 治療費用:約140万円 救援費用:約280万円</p>
---	--	---

2023年 弊社調べ

例 アメリカで自転車サイクリング中ガードレールに激突、頭部外傷で意識不明となりヘリコプターで緊急搬送され、家族が救援のために渡米した。ICUに入院し頭部の手術を行う。約1か月入院後、看護師付き添いのもと帰国した。

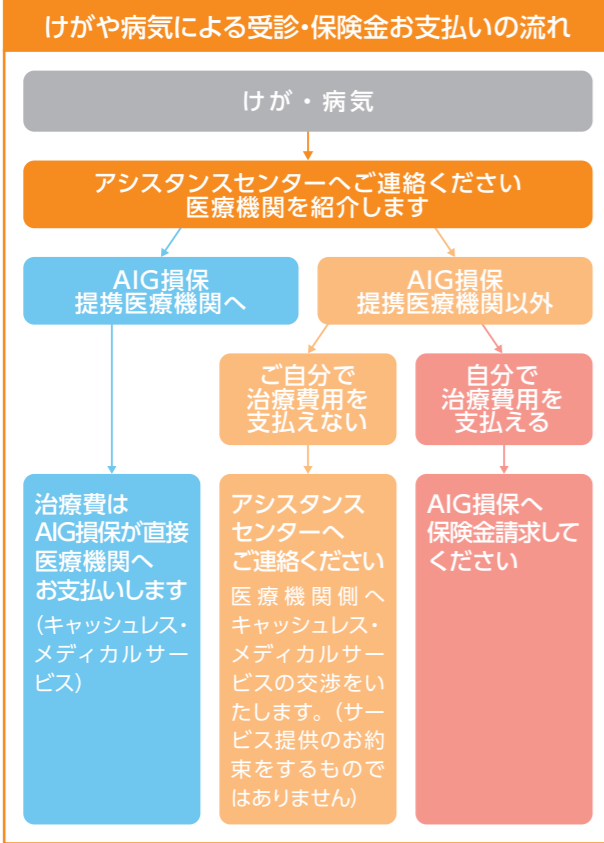
救 援 費 約36万円 家族の往復航空券	+	治 療 費 約2,300万円 入院費 手術・治療費	+	搬 送 費 約800万円 現地病院への緊急搬送費 日本への帰国費用	=	合計 約3,136万円	→	治療・救援費用 2,000万円プランの場合 自己負担 約1,136万円と なるところ…	無制限プラン なら 自己負担 0円
----------------------------	---	------------------------------------	---	--	---	----------------	---	--	-----------------------------------

※無制限とは治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、お客さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

- 医療機関の紹介・手配をスピーディーに対応
- キャッシュレス・メディカルサービス
- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内 など



キャッシュレス・メディカルサービス

世界の主要都市の医療機関で、お客さまをサポートします。キャッシュレス・メディカルサービス（その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービス）を多くの病院で提供しています。

- ご利用に際しての注意
- ※アシスタンス・サービスは日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社との提携により運営されています。
 - ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
 - ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
 - ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
 - ※「緊急歯科治療費用」および「歯科治療費用」についてはキャッシュレス・メディカルサービスはご利用いただけません。
 - ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

Webによる遠隔健康医療相談サービス AskDoctors

ご自身やご家族の健康に対する不安・悩みを、24時間365日、医師にオンラインで無料相談できます。インターネットが利用可能な場所で、いつでもご相談いただけます。

海外滞在中のお悩みに・・・

こんな時にご相談ください

- 小さな子供の体調が悪い、病院に行くほどでもないが相談したい。
- メンタルヘルスの相談を匿名で相談したい。
- 出張先で感染症が流行している、予防方法を知りたい。
- 打撲による膝の痛みについて
- 発熱後の咳と声が出ない症状について

スマートフォンから日本語で相談できます。

深夜・休日問わず、いつでもどこでも、予約不要で医師にオンラインで無料相談！

- 様々な診療科の専門医が在籍。平均5名の医師から回答をもらえるのでより安心できます。
- 症状の画像を添付してご相談いただけます。
- 過去の300万件以上の相談事例を無料で閲覧いただけます。

※ご質問には、原則24時間以内に回答します。
※PCからもご利用いただけます。

- **ご利用可能期間**：海外旅行保険 加入期間中
- **利用方法**：
海外旅行保険お申込み手続き完了後にお渡りする「海外旅行保険 安心ガイド」でご案内しています海外旅行保険加入者向けAskDoctors 利用案内ページへアクセスし、利用方法の詳細や注意事項を確認ください。
- ※ 本サービスは、AIG 損害保険株式会社がエムスリー株式会社に委託してご提供します。
- ※ 本サービスは、医学・医療情報の提供を目的としており、診療行為またはこれに準ずる行為を目的として利用することはできません。また、医師からの回答は治療行為ではありません。
- ※ サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。
- ※ 引受けをお断りしている国や地域（申込書の告知事項欄に記載されています。）ではご利用いただけません。
- ※ 海外で利用される際には、Wi-Fi 環境でアクセスされることをお勧めします。
- ※ 医師には症状に応じて月3回ご相談いただけます。
- ※ 1つの相談（1症状）につき、回答があった医師には3回追加質問いただけます。
- ※ 4回目以降の追加質問については、新たな相談（症状）として、これまでの相談の引用機能を使用してご相談ください。この際、これまでとは別の医師が過去の相談内容をふまえて回答する場合があります。

補償内容

ご契約タイプによってセットされている補償項目・特約や保険金額が異なります。ご契約タイプを選ばれる際は、ご契約タイプ一覧表を合わせてご確認ください。

基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注) 同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ● 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ● 妊娠・出産・早産 ● 特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など） ● 自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ● 戦争・革命・内乱 ● 放射線照射・放射能汚染 など
傷害後遺障害 保険金	旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意または重大な過失 ● 自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ● 自動車などの無資格運転^(※1)、酒気帯び運転^(※1)、麻薬などを使用している運転中の事故 ● 妊娠・出産・早産^(※2) による疾病および歯科疾病^(※3) の治療 ● むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ● カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 ● 特に危険な運動中のケガや病気（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など） ● 自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ● 戦争・革命・内乱 ● 放射線照射・放射能汚染 など
治療・救済費用 保険金	<傷害治療費用部分> 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。（1事故につき、ご契約の保険金額限度） <疾病治療費用部分> 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。（1回の病気につき、ご契約の保険金額限度） ① 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気 ^(※1) により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ② 旅行行程中に感染した感染症 ^(※2) により、旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 <救済費用部分> 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。（1事故につき、ご契約の保険金額限度） ① 旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合 ③ 旅行行程中に発病した病気 ^(※3) が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 ④ 旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気 ^(※3) が原因で継続して3日以上入院した場合（ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。） ⑤ 旅行行程中に搭乗中の航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ⑥ 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合 ⑦ 旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合（300万円限度） ^(※4)	(※1) その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用を除きます。 (※2) 保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。 (※3) 保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。

(次ページへ続く)

基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・保険金・救済費用	<p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 <傷害・疾病治療費用部分> ●病院に支払った治療に関する費用（医師の診察費^(※5)、入院費、手術費、薬剤費）、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ●入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度） ●医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費^(※6) ●法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p><救済費用部分> ●捜索救助費用 ●現地までの救援者の往復交通費（3名分まで） ●救援者の宿泊料（3名分まで、かつ1名につき14日分限度） ●ファミリープランの場合、被保険者が前記<救済費用部分>の①から⑥までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（14日分限度）^(※6) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用^(※7)（100万円限度） ●救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費（合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度）</p> <p>（※5）保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 （※6）払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。 （※7）花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。</p>	
疾病死亡保険金	<p>次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 ●旅行行程中に病気により死亡した場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合^(※2) ●旅行行程中に感染した感染症^(※3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>（※1）その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。 （※2）旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 （※3）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症をいいます。</p>	<p>●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病</p> <p>など</p>

主な特約

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
（保険期間31日以内の契約に自動セットされます） 疾病に関する心急治療・救済費用補償特約	<p>旅行行程開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化^(※2)により次の事由に該当した場合に、実際に負担した費用^(※3)をお支払いします。</p> <p><疾病治療費用部分> ●医師の治療を受けた場合</p> <p><救済費用部分> ●継続して3日以上入院した場合（ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。）</p> <p>（※1）妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。 （※2）症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 （※3）社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 <疾病治療費用部分> 次の費用の額をお支払いします。 ●治療費 など</p> <p><救済費用部分> ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が負担した次の費用の額をお支払いします。 ●現地までの救援者の往復交通費（3名分まで） ●救援者の宿泊料（3名分まで、かつ1名につき14日分限度） など （注1）治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の病気につき支払限度額が300万円となります。 （注2）医師の治療開始日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、自宅（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用は支払対象外となります。 （注3）旅行行程中も負担することを予定していた次の費用は支払対象外となります。 ●透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ●インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 （注4）次の費用は支払対象外となります。 ●温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>	<p>●旅行行程終了後に治療を開始した場合 ●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ●旅行行程開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合^(※1)</p> <p>など</p> <p>（※1）診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。</p>
個人賠償責任補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物^(※1)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>（※1）レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）、居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。）を含みます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につき、ご契約の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）</p> <p>（注）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>など</p>

主な特約

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 補償特約	<p>被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品^(※1)に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円)を限度として、時価額^(※2)で算定した損害の額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)</p> <p>(※1) 携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。</p> <p>(※2) 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注1) 携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物 など</p> <p>(注2) ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。(ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。)</p> <p>(注3) 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度)</p> <p>(注4) 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中の事故 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的故障 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 <p>など</p> <p>(注) レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができます。</p>
緊急歯科治療費用 補償特約	<p>旅行行程中に生じた歯科疾病症状^(※1)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療^(※2)を開始した場合、被保険者が旅行行程中に実際に負担した費用をお支払いします。(10万円限度)</p> <p>(※1) 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。</p> <p>(※2) 痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●歯科医師、病院等に支払った診療関係費用 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急歯科治療を伴わない検査 ●義歯の提供を含む治療 ●審美歯科治療 ●義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷 ●ブラッシング ●その他口腔衛生行為 <p>など</p>
航空機寄託手荷物 遅延等費用補償特約	<p>旅行行程中に携行する身の回り品で航空機^(※1)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、航空機到着後96時間以内に被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費^(※2)をお支払いします。(1回の寄託手荷物遅延につき、10万円限度)</p> <p>(※1) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。</p> <p>(※2) 貸与を受けた場合の費用を含みます。</p> <p>(注) 寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>
航空機遅延費用等 補償特約	<p>次のいずれかに該当した場合、出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した費用をお支払いします。(1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円限度)</p> <p><出発遅延など></p> <ul style="list-style-type: none"> ●搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ①6時間以上の上乗遅延 ②欠航・運休 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ●搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 <p><乗継遅延></p> <ul style="list-style-type: none"> ●航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき <p>(次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
航空機遅延費用等 補償特約	<p>【お支払いする保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホテルなど客室料、食事代 ●ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用したときの費用 ●国際電話料など通信費 ●目的地における旅行サービスの取消料 <p>など</p>	

(注) 特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

その他(長期契約用)の補償/留学・ワーキングホリデー・駐在用の特約

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約(長期契約用) 留学・ワーキングホリデー専用	<p>被保険者が、旅行行程中の次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物^(※1)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅行の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 <p>(※1) レンタル業者から直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産、居住施設および部屋内の動産(※2)を含みます。</p> <p>(※2) 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋の損害、部屋以外の損害の場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水漏れにより与えた損害に限ります。</p> <p>(注) この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)</p> <p>(注) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●親族に対する損害賠償責任 ●自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 <p>など</p>
歯科治療費用補償特約 留学・ワーキングホリデー専用	<p>旅行行程中に歯科疾病を発病し、歯科医師による歯科治療を開始した場合に、治療開始日を含めて180日以内に[実際に負担した治療費用(社会通念上妥当な金額)×50%(縮小割合)]をお支払いします。(同一保険年度ごとに、10万円限度)</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●歯科医師、病院等に支払った診療関係費用 ●保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用</p> <p>など</p> <p>(注) 初年度契約については、保険期間の初日から90日までの間に発病した場合は、支払対象外となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 ●歯科治療を伴わない検査 ●予防治療、矯正治療^(※1) <p>など</p> <p>(※1) 歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせなどの矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をい、顎関節症の治療を含みます。</p>

その他 (長期契約用) の補償 / 留学・ワーキングホリデー・駐在用の特約

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
生活用動産補償特約 (長期契約用)	<p>海外現地の宿泊・居住施設に保管中の家財^(※1) および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品^(※1) が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合、家財身の回り品など1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などは合計5万円)を限度として、時価額^(※2) で算定した損害の額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。 (同一保険年度ごとに、ご契約の保険金額限度)</p> <p>(※1) 被保険者の所有物または被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物をいいます。 (※2) 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注1) 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物などは含みません。 (注2) 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)をお支払いします。(1事故につき5万円限度) (注3) この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約(長期契約用)」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用したの運転中の事故 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 <p>など</p>
緊急一時帰国費用補償特約	<p>海外渡航期間中に生じた次の事由により一時帰国した場合、実際にご負担した費用をお支払いします。(1回の一時帰国につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>①配偶者または2親等内の親族の死亡 ②配偶者または2親等内の親族の危篤 ③配偶者または2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 (注) 前記の事由が生じた日を含めて10日を経過した日まで一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)を含めて30日以内に再び海外の住宅へ戻ることが支払要件となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ●往復交通費 ●宿泊料(14日分限度) ●通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費などの諸雑費(宿泊料と合計で20万円限度)</p> <p>(注1) 同一の事由により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は支払対象外となります。ただし、同一の配偶者または2親等内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国日を含めて30日以内に死亡したときは、2回目の一時帰国に要した費用も支払対象となります。 (注2) ご契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受ける場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p><家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合> 被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を、追加してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって生じた費用 <ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・海外渡航期間開始前に発病した病気 ●配偶者または2親等内の親族に「保険金をお支払いする主な場合」①②の原因または③が生じる前に購入または予約していた航空券などを利用して一時帰国した場合 <p>など</p>
おおよび被害者治療費用補償特約 家族総合賠償責任補償特約 駐在専用	<p>次の場合に保険金をお支払いします。 <家族総合賠償責任部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が、海外滞在中に次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。ただし、自動車の所有・使用・管理に起因する損害については、損害賠償金が現地自動車保険の支払額を超過した場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ②日常生活に起因する事故 ●海外滞在中に渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設などの所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって、次のような損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ①ホテルなどの宿泊施設の客室に与えた損害(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。) ②レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ③火災・爆発・破裂および漏水、放水または溢水による水漏れにより住宅に与えた損害 ●住宅内に一時的に預かった物(パーティー招待客のコートなど)を損壊(盗難を除きま)す。し、法律上の損害賠償責任を負った場合 <p>(次ページへ続く)</p>	<p><家族総合賠償責任部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●船舶、航空機の所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合									
おおよび被害者治療費用補償特約 家族総合賠償責任補償特約 駐在専用	<p><被害者治療費用部分> 法律上の賠償責任はなくても、住宅内で来客などがケガをしたり、日常生活に起因して他人にケガをさせて、その治療費用を負担した場合 (注) これらの特約はご家族も被保険者となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 <家族総合賠償責任部分> 損害賠償金(1事故につき、ご契約の保険金額限度)。ただし、住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円を限度とします。また、訴訟費用などは、自動車事故を除き、別枠でお支払いします。</p> <p>(注1) 自動車事故については、次表の事故発生地別免責金額(自己負担額)または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうち、いずれか高い額を超えた部分の損害賠償金が支払対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">事故発生地 (いずれも属領、信託統治を含みます)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北米、ハワイ、グアム、サイパン</td> <td>ヨーロッパ、オセアニア</td> <td>アジア、中南米、アフリカ、中東、その他</td> </tr> <tr> <td>US\$250,000</td> <td>US\$100,000</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <p><被害者治療費用部分> 被害者1名につき、補償限度額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。</p>	事故発生地 (いずれも属領、信託統治を含みます)			北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000	<p><被害者治療費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●職務遂行に直接起因する他人の身体障害 ●同居の親族の身体障害 ●船舶、航空機・自動車の所有・使用・管理による他人の身体障害 ●心神喪失による他人の身体障害 <p>など</p>
事故発生地 (いずれも属領、信託統治を含みます)											
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他									
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000									

「家族総合賠償責任補償特約」・「被害者治療費用補償特約」・「個人賠償責任補償特約(長期契約用)」・「生活用動産補償特約(長期契約用)」において、被保険者の範囲は、本人^(※1) および日本国外に居住する次の方となります。

- ①本人の配偶者
- ②本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(※1) 保険申込書・契約画面の被保険者欄に記載の方を「本人」といいます。